

富士山ハザードマップ改定の方針について

平成30年3月27日
富士山火山防災対策協議会

富士山火山防災対策協議会（以下、「協議会」という。）では、平成16年6月に「富士山ハザードマップ検討委員会」が策定したハザードマップに基づき、広域避難計画の策定や避難訓練の実施などの火山防災対策を実施してきた。

しかしながら、その後の富士山に関する各種調査研究により、数々の新たな科学的知見（注）が得られたため、協議会では、平成27年に作業部会を設置し、これらの知見について内容の確認等とハザードマップの改定の必要性について検討を開始した。

その結果、現在のハザードマップの想定火口範囲や溶岩流等の火山現象の想定影響範囲が拡大する可能性があり、火山防災対策上改定の必要性があることから、作業部会において、ハザードマップの改定に向けた方向性（素案）を取りまとめたところである。

協議会では、この素案に基づき下記により富士山ハザードマップ改定に取り組むものとする。

記

- 1 協議会は、ハザードマップ策定後に得られた新たな科学的知見を取り入れたハザードマップの改定に平成30年度から着手する。
- 2 ハザードマップ改定作業については、作業部会において具体的な条件等を検討し、各機関が連携して実施する。
- 3 改定時期は、溶岩流等のシミュレーションや解説のあり方に関する検討等に要する時間を考慮し、平成32年度中の改定を目指す。

注...策定当時の想定火口範囲に含まれていない火口の判明、国立研究開発法人産業技術総合研究所による富士山火山地質図（第2版）の公表等（資料4 - 2 参照）